

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2025年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	4	<p>このマニュアルの目的や位置づけ、関連文書（容量確保契約約款、募集要綱、説明会資料、余力活用規程、送配電等業務指針等）を記載するべき。また関連文書で内容に齟齬があるので、優先順位を記載するべき。</p> <p>説明会資料のほうが詳細に記載されていることあるので、全般にわたり説明がない部分は説明会資料を参照することなどを記載するべき。</p>	<p>マニュアルの位置づけ、目的については、第1章に記載しております。また、関連文書については、注釈等に必要に応じて記載をしております。</p> <p>実務説明会資料については、本業務マニュアルに記載の内容を図等を用いて説明しておりますので、実務説明会資料も併せてご確認ください。</p>
2	5	<p>スケジュールに関しては、容量提供事業者が実施する事項には、「N+1月 第18営業日」等締め切りが明確に設定されている。一方、広域機関は、「上旬頃」等実施時期が不透明である。同様に明確にするべき。</p> <p>特に、アセメント結果仮確定通知、異議申立妥当性審査結果の確認、及びアセメント結果の確定・結果通知を広域機関が通知する時期も重要なので記載するべき。特に容量提供事業者としては、異議申立の提出時期はアセメント結果の受領日から5営業日と短いので、アセメント結果の連絡日を明確にしていただき、明確にできないのであれば、回答期日を長くして欲しい。</p>	<p>スケジュールにつきましては、容量提供事業者との個別対応が発生する場合等がありますので現在の記載の通りとさせていただきます。</p> <p>アセメント結果仮確定に関する異議申立については、いただいたご意見を踏まえ、異議申立期間を7営業日といたします。</p>
3	10	<p>現行、1事業者に10アカウントのみ使用可能となっており、1アカウントで複数ログインは出来ない仕様かと認識しております。そのため、実需給断面にて算定諸元を追加・変更提出する場合、アカウント数が不足するため、追加することは可能でしょうか。または、同一アカウントで複数のログインが可能となる仕様に変更していただけますでしょうか。</p>	<p>頂いたご意見は今後の検討の参考にさせて頂きます。</p>
4	10	<p>システム稼働時間について、ペナルティ倍率の切り替わりタイミングであるため平日に加え休日にあたる火曜日も稼働していただけると認識しておりますが、祝日対応ともなりますので、祝日の前日対応もご配慮いただき 9時～18時の稼働時間の延長もご検討いただけないでしょうか。</p> <p>また、稼働時間の拡大が不可の場合、火曜日が祝日の場合は、ペナルティ倍率の切り替わりのタイミングを翌営業日に変更することはできないでしょうか。</p>	<p>システムの稼働時間については今後の検討の参考にさせて頂きますが、容量停止計画につきましては、計画の変更が発生した場合に遅滞なく登録してください。</p>
5	10	容量市場システムの稼働時間が原則平日及び休日にあたる火曜日9時～18時となっているが、8時～20時等、延長をお願いしたい。	頂いたご意見は今後の検討の参考にさせて頂きます。
6	12	<p>・容量市場システム上の電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」以降において、卸電力市場等が閉場しており余力を入れる市場が存在しない場合</p> <p>とはどのような場合か。</p> <p>時間前市場はGCまで開場しており、記載のような場合はないと認識。</p>	市場応札のリクワイアメントを踏まえたうえで、適切に「相対契約上の計画変更締切時間」を設定してください。
7	12	<p>「容量市場システム上の電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」以降において、卸電力市場等が閉場しており、余力を入れる市場が存在しない場合」とは、どのような状況を想定しているか、注釈でいいので、記載して欲しい。</p> <p>「相対契約上の計画変更締切時間」以降も、時間前市場は入札可能なはずである。</p>	市場応札のリクワイアメントを踏まえたうえで、適切に「相対契約上の計画変更締切時間」を設定してください。
8	12	<p>今年度（2024年度）の広域予備率に関する通知について、10/25時点で東京エリアで31コマ、中部エリアで16コマの誤表示があつたと認識しております。誤表示メール通知後、再度低下が発生した通知もメールを受信することもありますが、広域予備率Web公表システムの広域予備率に関する通知情報【容量市場向け】の「低予備率アセメント対象コマとなった日時」が上書き更新されない状況と認識しております。広域予備率低下の通知についてメールは補助的であり、正式には広域予備率Web公表システムを確認するようにご説明もあることから、誤認防止の観点からも誤表示後の「低予備率アセメント対象コマとなった日時」の削除・更新をしていただくようシステム改修をお願いできないでしょうか。また、現状の誤表示発生の仕組みについてご教示いただけないでしょうか。</p>	広域予備率Web公表システム上の誤表示につきまして、要因は様々ですが、誤表示が発生した際に表示内容を修正できるよう、システム改修を進めております。
9	12	誤って低予備率アセメント対象コマとして公表されたコマについて、事業者に対し連絡をいたぐと共に、可能な限り速やかにシステム上の表示を修正いただきたい。	広域予備率Web公表システム上の誤表示につきまして、誤表示が発生した際に表示内容を修正できるよう、システム改修を進めております。
10	12	<p>注記8、「広域予備率Web公表システム広域予備率に関する通知情報【容量市場向け】」で周知し、広域予備率8%未満を判定の都度、web上に表示するとともに、容量確保契約の契約事業者に確認支援のためメールを送付します。」とございますが、足元の対応では、広域予備率の公表値不具合発生時、「広域予備率が正常表示となっていない事象につきまして」というメールのみでの通知になっており、Web上のお知らせに表示されず、「広域予備率に関する通知情報【容量市場向け】」の表示も直ぐに修正されません。</p> <p>加えて、公表値不具合発生のメールの後、広域予備率が低下したコマが発生した場合は、「翌日・当日計画（対象日：〇月〇日）公表値不具合コマにおける広域予備率低下のご連絡について」のメールのみ送付され、Web上のお知らせにも表示されません。</p> <p>メール送付のみの場合、メールに気付かず（もしくは気付くのが遅れ）リクワイアメント未達となる可能性がありますが、上記のようなマニュアル上の記載と異なった対応である中、事業者に全ての責任を課すのは過剰であると考えるため、リクワイアメントの対象外としていただけないか。</p>	広域予備率Web公表システム上の誤表示につきまして、誤表示が発生した際に表示内容を修正できるよう、システム改修を進めております。このため、誤表示があつても直ちにリクワイアメントの対象外とはいたしません。

11	12,13	制度設計当初に供給力提供通知が発せられるのは30時間程度と想定されていたものの、2024年度実需給期間においてはそれをはるかに上回る時間で通知が発せられています。このような状況下では、容量市場応札時の想定を超えて供給力の供出が必要となり、供給力提供通知に応じて市場応札を実施することが困難なケースも考えられます。そういうケースを含めリクワイアメント未達時の経済的ペナルティの取扱いや、供給力提供通知の基準となる広域予備率の算定方法について、2025年度に向け今後再検討がなされた場合は本マニュアルへ反映をお願いいたします。	貴重なご意見ありがとうございました。広域予備率算定の考え方や供給力提供準備通知の効果的な発信方法につきましては、本機関及び国の審議会で検討を進めて参ります。また、検討により本業務マニュアルの変更が発生した場合は速やかに反映いたします。
12	13	注11 週間計画公表断面 あるが、前々日以前の広域予備率は精度がたいへん低く、これに基づく供給力提供通知は容量提供事業者を混乱させていないか。	貴重なご意見ありがとうございました。広域予備率算定の考え方や供給力提供準備通知の効果的な発信方法につきましては、本機関及び国の審議会で検討を進めて参ります。
13	13	11 週間計画公表断面から 前日計画公表前までに周知いたします。なお、周知方法は広域予備率低下に伴う供給力提供通知と同様です。 ・週間計画公表断面での広域予備率の精度が低く、これを今強に出される供給力提供準備通知は、容量提供事業者に混乱を来すだけ。広域予備率については精度の高いものとするよう早急に取り組むべき。	貴重なご意見ありがとうございました。広域予備率算定の考え方や供給力提供準備通知の効果的な発信方法につきましては、本機関及び国の審議会で検討を進めて参ります。
14	13	弊社は、揚水機を安定電源として容量市場へ供出しておりますが、広域予備率の公表値の不具合により、誤った広域予備率に基づく提供通知を踏まえてリクワイアメント達成すべく、本来不必要だった時間前市場での揚水動力用の電力調達（比較的高価格での調達）を行った結果、運用不経済が生じている可能性があります。公表値の不具合により運用不経済が発生した場合の対応を記載いただきたいです。  また、中部エリアで 7 / 3 1、9 / 9 に公表値不具合が発生した際にも、原因と対策等（不具合の通知内容等への要望）を確認させて頂いており、貴機関からは「対象日における公表値不具合の原因は、一般送配電事業者での計画・想定誤りによるものです。いただいたご意見につきましては、今後のシステム改修等の参考とさせていただきます。」とのご回答を頂いております。 貴機関のこれまでの対策状況が解らない中で大変申し上げにくいのですが、その後も広域予備率の公表値不具合が継続発生しておりますので、現状、各社が広域予備率に基づくリクワイアメント対応を運用中の状況（誤報に伴う運用不経済リスクのある状況）であることを踏まえ、適切な対策を速やかに講じて頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。	揚水発電所について、広域予備率低下時のみではなく、平常時も運転継続時間の範囲内で小売電気事業者等が活用しない余力を全量を卸電力市場等に入札していただくことが必要であり、卸電力市場等で落札した場合は適切に供給力を提供する必要があります。その点も考慮したうえで、容量提供事業者にて適切に揚水動力用の電力調達等をお願いいたします。 広域予備率Web公表システム上の誤表示につきまして、誤表示が発生した際に表示内容を修正できるよう、システム改修を進めております。
15	13	・前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合 例えば、「容量提供事業者が」など、「不経済」と判断した主体を明記するべき。	本事象が発生し、異議申立があった場合については、本機関でもその合理性を判断させていただきます。
16	13	「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」について、不経済の定義があいまいで、事後でもめることを避けたい。容量提供事業者の判断でいいのであれば、「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済と容量提供事業者もしくは発電契約者が判断した場合」に記載を変更して欲しい。	本事象が発生し、異議申立があった場合については、本機関でもその合理性を判断させていただきます。
17	13	また、低予備率アセスメント対象コマに対し、入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後に増加した余力はリクワイアメント対象となります。 ・「未約定に伴う余力」はすでに市場応札しているものであり、その時点でのリクワイアメント達成ではないのか。記載の趣旨が不明。	平常時につきましては、スポット市場、需給調整市場にて小売電気事業者等が活用しない余力を応札していただければリクワイアメント達成となります。 一方で、広域予備率低下時につきましては未約定に伴う余力およびその後に増加した余力はリクワイアメント対象となりますので、スポット市場、需給調整市場へ応札して未約定だった場合、改めて余力を時間前市場へ応札することが必要です。
18	13	「バランス停止中の電源に関して、広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知が出された場合、容量提供事業者は起動準備をしてください。広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は、卸電力市場等に市場応札してくださいとの記載がある。この記載だと、事前に供給力準備通知が出るような記載ぶりであるが、実態としては準備通知なしで提供通知が出ることが多い。容量市場のあり方を考えると、事前に供給力準備通知を出すべきかと思いますので、準備通知を出さなかった場合には、市場入札していくなくても問題ないようにするべきかと思います。上記の記載に「（事前に供給力提供準備通知が出されなかった場合には、市場応札は義務ではない）」と記載してください。	供給力提供準備通知なしで供給力提供通知が発令された場合については、供給力提供通知が発令された後速やかに『電源の起動時間』に応じた起動パターンで時間前市場へ応札していただくことが必要です。
19	13	「揚水発電・蓄電池は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。」の記載について、低予備率アセスメント対象コマが通知されたタイミングにより、広域予備率が低いコマの順序が変更になりますが、その履歴を遡って参照することが現状不可能であるため、広域予備率が低いコマから順に入札することを努力目標としていただけないか。 【修文案】 「揚水発電・蓄電池は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施するよう努めてください。」	揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。
20	13	・「非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）」と記載されている。一方で、第94回制度設計専門会合において、低需要期に入札制約を生じさせる（HJKSに登録し入札を制約）ことは合理的と評価し得る、との見解がなされている。今年度の供給力提供通知については、低需要期にも発生している状況であり、入札制約（HJKS登録）している状況下で前日もしくは当日に供給力提供通知が発出された場合でも市場応札をする必要があるのか。また、その際にHJKSの変更は不要との理解でよいか。	低需要期であっても、低予備率アセスメント対象コマとなった場合は小売電気事業者等が活用しない余力を時間前市場に売り入札していただくことが必要です。HJKSについてのお問い合わせについては当機関からは回答いたしかねます。
21	13	本市場において、非効率石炭火力のフェードアウトに向けた誘導措置として年間設備利用率を50%とすることがリクワイアメントとして課されているが、供給力提供通知や供給指示が多発した場合には市場応札および稼働が必要となる中、燃料不足に陥ってしまうことが予想され、燃料の追加調達に係る費用を何等か補償するスキーム等はお考えか。	市場応札のリクワイアメントとして、広域予備率低下時のみではなく、平常時においても容量提供事業者は、アセスメント対象容量の範囲内で、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力市場等に入札していただくことが必要であり、卸電力市場等で落札した場合は適切に供給力を提供する必要があります。その点も考慮したうえで、容量提供事業者にて適切に燃料調達をお願いいたします。
22	13	「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」のその他やむを得ない理由については、もう少しどのようなことが当てはまるか、具体例等を記載して欲しい。 広域機関の担当者によって合理的の定義が異なると困る。事前に容量提供事業者も何がやむを得ない理由に該当するか知りたい。	その他につきましては、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
23	14	1.4.2.5 「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合」の「特定できない場合」というのは、具体的にどのような事態を想定しているか記載するべき。	個別事例につきましては、アセスメントの都度判断させていただきます。

24	15	<p>1.4.3.2 供給指示の発令方法については、一般送配電事業者による電話指令とするよう明記するべき。 給電申合書では「簡易指令システム」によるとなっているが、簡易指令システムにより指令を受けられるのは、発電所が運用渡しとなっているときのみであり、需給停止中に指令を受令できず、指示に応ずることはできない。 予備率低下による発電機の起動は給電指令であり、発令者と受令者が確実に発令を授受できる記載とすべき。</p>	供給指示の発令方法については、必要に応じ一般送配電事業者と協議してください。
25	15	<p>「実需給期間中において、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合に、属地一般送配電事業者からの供給指示に応じて、容量提供事業者はゲートクローズ以降の発電余力を提供してください」 について、2024年9月11日東京エリアで広域予備率低下に伴う供給力提供通知なしで、供給指示が出されたケースがあった。容量市場制度を考えると、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出されなかった場合には、電気の供給指示を出すべきではないと考える。したがって、文書は下記の通りに変更するべきである。 「実需給期間中において、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合に、属地一般送配電事業者からの供給指示に応じて、容量提供事業者はゲートクローズ以降の発電余力を提供してください。万一、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出されず、電気の供給指示が出された場合には、そのコマはアセメント対象外とする」</p>	供給力提供通知が発令されていないコマであっても、供給指示の対象時間帯となる場合がありますが、アセメントは低予備率アセメント対象コマに対して行います。この点について明確化の観点から業務マニュアルを更新いたします。
26	15	<p>マニュアルには「実需給期間中において、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合に、属地一般送配電事業者からの供給指示に応じて、容量提供事業者は ゲートクローズ以降の発電余力を提供してください。」と記載されておりますが、「広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出されていないコマ（一度も8%を下回っていないコマ）」に対しても供給指示が発令されているケースがございます。このような供給力提供通知が出ていないコマは、事業者側も予見できず対応が難しい場合もあるため、供給指示リクワイアメントの対象外にすべきと考えておりますので、その旨マニュアルに明記していただきたいです。</p>	供給力提供通知が発令されていないコマであっても、供給指示の対象時間帯となる場合がありますが、アセメントは低予備率アセメント対象コマに対して行います。この点について明確化の観点から業務マニュアルを更新いたします。
27	15	<p>1.4.3.1 「属地一般送配電事業者と給電申合書等を締結している電源で、容量停止計画（出力抑制に伴う停止計画は除く）を提出していないコマが供給指示の対象となります」とのことだが、 ①「給電申合書等」の定義の記載がないので、記載するべき。給電申合書以外に何が含まれるかわからない。 ②上記に関して、広域機関に確認すると、「給電申合書を締結しなくても、供給指示の対象になる」と記載事項と異なる回答があった。 対象になるのであれば、削除するべきである。対象外になるのであれば、詳細条件を記載するべき。</p>	給電申合書は一例であり、給電申合書に限らず、一般送配電事業者との間で供給指示の対象となる旨が記載されている書類があれば、供給指示のリクワイアメントの対象となります。
28	15	<p>「その結果、発電実績がアセメント対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明でき、需給調整市場のリクワイアメントを達成した場合は、当該重複コマに関して供給指示のリクワイアメントを満たしているものとみなします。」の部分については、「その結果、発電実績がアセメント対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明でき、需給調整市場のリクワイアメントを達成した場合は、アセメント結果の仮確定時においてペナルティ対象と判定するものの、異議申立を行っていたく事で、ペナルティ対象から除きます。 」との記載に変更していただけないでしょうか。本来は、異議申立をせずにリクワイアメント達成とするべきですが、現在の運用上それが不可なのであれば、P15の最終行と同じ記載にするべきです。</p>	ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを更新いたします。
29	15	<p>マニュアル中には「実需給期間中において、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合に、属地一般送配電事業者からの供給指示に応じて、容量提供事業者は ゲートクローズ以降の発電余力を提供してください。」「バランス停止している電源に関しては、起動時間を考慮し、供給指示の対象時間帯に間に合う場合には、起動を行ってください。」と記載のあるとおり、供給力提供通知後に広域予備率見合いで追加稼働対応を行っておりますが、事業者側に相応の労力がかかるております。また、スポット市場約定後に電源の稼働計画を変更する場合、スポット市場約定時点ではバランス停止決定した電源も、時間前市場での売買、ないしはインバランス単価での清算となってしまい、必ずしも経済合理的な運用とならないケースも発生いたします。広域予備率の実態とは乖離した算定により、こうした人的作業負荷、必ずしも経済合理的ではない運用を行っている実情をご理解いただき、現在広域機関で進められている広域予備率算定方法の見直しの検討を深めていただきたいです。</p>	貴重なご意見ありがとうございました。広域予備率算定の考え方や供給力提供準備通知の効果的な発信方法につきましては、本機関及び国の審議会で検討を進めて参ります。
30	15	<p>供給指示と△kW約定コマが重複した場合のアセメントの取り扱いについて明記いたしておりますが、需給調整市場との関連として、以下2点も追加で明記頂きたいです。 ・余力活用契約上の応動との関連性として、需給調整市場に約定してはいないが余力活用に応じられる状態になっていた場合には供給指示リクワイアメント適合となること（需給調整市場約定コマ同様、一般送配電事業者の指令に追従することとなるため、専用線電源・簡易指令電源とともに供給指示リクワイアメント適合となる認識です） ・△kW約定ブロックと重複しない△kW約定ブロックの直前の1コマにおいても△kWアセメント達成のための応動であれば供給指示リクワイアメント適合となること。具体的に記載しますと、約定ブロックの△kWアセメント達成のためには、約定ブロックの直前の1コマに受信する一般送配電事業者の指令に応じて応動する必要があるため、そのような場合においても供給指示リクワイアメントに適合している旨をご記載いただきたいです。</p>	<p>1点目について、「第8章アセメント結果への対応（供給指示）」に記載の通り、一般送配電事業者が出力を直接制御できる場合に該当すれば適切に対応していると判断いたします。</p> <p>2点目については異議申立て合理的と判断できれば、リクワイアメント達成とします。個別事例に該当しますので、本業務マニュアルには記載いたしません。</p>
31	15	<p>マニュアル上は「バランス停止している電源に関しては、起動時間を考慮し、供給指示の対象時間帯に間に合う場合には、起動を行ってください。供給指示の対象時間に起動が間に合わない場合であっても、可能な限り、一般送配電事業者からの供給指示に従っていただけますようお願いいたします。」と記載されておりますが、例えばバランス停止からの起動は試みたものの間に合わず空振りに終わった場合でも起動費等は発生するため、全電源共通に供給指示を行うのではなく、起動済み電源に対して優先的に指示を出し、バランス停止機はそれでも供給力が足りないと見込まれる場合に指示を出すなど順位付けを検討いただけないでしょうか？</p>	バランス停止している電源に関しては、起動時間を考慮し、供給指示の対象時間帯に間に合う場合には、起動を行ってください。また、供給指示については、安定供給確保のために必要な場合に発令されます。発令された場合は、適切にご対応をお願いいたします。
32	16	<p>非効率石炭の稼働抑制について、基本的な思想は以下の認識で間違いないでしょうか。 ・稼働抑制を遵守するために発電上限を低下させた分は容量停止カウント対象外である。 ・ただし、低予備率コマ発生時や供給指示発令時は設備上限までの対応が求められる。つまり、稼働抑制対象であっても低予備率アセメント対象コマにおいて市場への応札量を減ずること、および供給指示による増発量を減ずることは認められない。</p>	稼働抑制を遵守するために発電上限が低下する場合は、容量停止計画の提出は不要です。また低予備率アセメント対象コマにおいては、稼働抑制の対象電源であっても、市場応札量及び供給指示による供給力の提供を減少させることはできません。
33	16	<p>(NO.32が正しい場合) 稼働抑制遵守のために実需給当日の発電上限を低下させている中、低予備率コマの発生により設備上限まで市場応札もしくは供給指示に応じる場合、当該コマで設備上限までの運転とするために発電機増負荷/減負荷のため当該コマの前後にて当初の発電上限以上の発電が必要となります。稼働抑制アセメントの計算式においては低予備率コマでの発電実績のみが除外されていますが、上記低予備率コマ前後での発電実績はどのような扱いとなりますでしょうか。例えば、稼働抑制アセメントの算定上はいったん設備利用率に含まれるが、異議申し立てにて正当な理由であると認められる場合は設備利用率から除外することも考えられますでしょうか。</p>	低予備率アセメント対象コマの前後のコマについても平常時のコマと同様に扱い、年間設備利用率を算定します。

34	16	(NO.32が正しい場合) 稼働抑制のアセスメント計算において、低予備率アセスメント対象コマではないが、供給指示発令コマである場合はどのような扱いとなりますでしょうか。	平常時であるが供給指示が発令されたコマについては、稼働抑制のリクワイアメントにおける年間設備利用率の計算では、低予備率アセスメント対象コマの発電量調整受電電力量 (kWh) として扱います。この点については、業務マニュアルに追記いたします。
35	24	発電所単位でアセスメントをうける電源については、ユニット単位ではなく発電所単位での容量停止計画を提出するようにして頂けないでしょうか。	頂いたご意見は今後の検討の参考にさせて頂きます。
36	25	複数の容量停止計画が重複していた場合の取り扱いについて明記をして頂きたいです。マニュアル上では「注3 C SV一括登録により容量停止計画を変更する場合、登録済みの情報との差分のみが更新されるため、登録済みの内容の記載は不要です。ただし、新たに別の容量停止計画として追加で容量停止計画を登録する際、登録済みの期間より短い場合は、システムの仕様上、期間の長い計画が最新と判別されるため、登録済みの情報の取消が必要です。なお、その場合、追加登録のタイミングが算定諸元の登録日となるため、アセスメント結果に影響がある点にご注意ください。」と、新しい計画が短い場合における取り扱いは、登録済情報の取り消しが必要であることが明記されておりますが、新規登録の計画が長いケースにおいては明記されておりません。例えば、前月末までに登録していた容量停止計画Aが、より期間の長いBへ変更され、前週火曜日17時以降に提出するケースを想定したとき、以下2つの方法が想定されます。②の方法を選択するとAとBが重複する期間については5倍カウントになりませんが、①の方法を選択してもAとBが重複する期間について5倍カウントにならない旨、明記いただけないでしょうか。 ①元々の計画Aを削除し、計画Bを登録 ②元々の計画Aを変更して計画Bとする	ご意見を踏まえ、明確化の観点から期間の長い容量停止計画を登録する場合の注意事項を追記いたします。
37	25	容量停止計画の登録区分について、容量市場システム（実需給期間前向け）と容量市場システム（実需給期間向け）で表現が異なる箇所がある為、統一できないでしょうか。具体的には、容量市場システム（実需給期間前向け）では「初回登録」、容量市場システム（実需給期間向け）では「新規登録」と同じ意味で表現及び登録区分の値が異なっております。	頂いたご意見は今後の検討の参考にさせて頂きます。
38	25	前月末時点で登録した容量停止計画の内、期間中の一部を削除しようとする場合、容量市場システム上で一度短縮変更し、削除期間以降の分を新規登録することとなる。この場合、削除期間以降の分は新規登録の扱いになると考えられるが、そうすると登録時期によっては5倍カウントが適用されてしまうと思われる。上記の対応例をマニュアルに記載いただきたい。	ご指摘を踏まえ、期間中の一部を削除しようとする場合の対応について業務マニュアルに追記いたします。
39	25, 39	上限レコード数はヘッダ行含め100レコードと記載があるが、100レコードを登録した際に処理中のまま登録ができないことがあった。2025年度以降はこの現象は解消し、マニュアル上の記載の100レコードで登録することで良いか確認したい。	システムを改善しましたので、本業務マニュアルに記載の通り登録いただくことで問題ございません。
40	26	システム事由で提出が間に合わなかった場合は問い合わせとございますが、システム処理に時間を要したもの、入力したデータのフォーマットミス（空白行や行数制限）によりNG判定となり提出に間に合わなかった場合も問い合わせ対象になるか、明記いただきたいです。 また、システム登録処理に、本来は専用の確認画面から閲覧するのではなく、登録時にその場で結果が表示されるべきと認識しておりますので、NG判定の画面処理をそのように高速化して頂きたいです。	「前週火曜日までに登録を開始したものの、システム処理に時間がかかった後に提出した計画がNGとなり、前週火曜日までに登録できなかった」に該当する場合は、注8に記載の対応をお願いいたします。
41	26	注7、8記載の通り、今年度（2024年度）も登録エラーとなる事象が多々あり、異議申立の期間中に5倍カウントを訂正していただいていると認識しております。2025年度より、窓口までメール送付することにより、異議申立の期間以前に正しい倍率としていただくことで、異議申立期間の業務を省力化できると思っており、こちらの窓口へのメール送付での事前倍率修正について、今年度（2024年度）から対応開始と出来ないでしょうか。	容量市場システムにてお知らせしたとおり、2024年度についても同様の対応をしていただくことは可能です。他方で、事前に修正を依頼するメールを送付いただいた場合につきましても、異議申立期間中に修正されていることを必ずご確認いただき、修正されていない場合は異議申立をお願いいたします。
42	27	・2025年度の実需給対応より、マニュアル記載のファイル名によるバリデーションチェックの機能が搭載されることで認識してよろしいでしょうか。 ・一つのCSVファイルに複数の容量停止計画を記載することができますが、その場合ファイル名に記載する作業開始年月は1行目の容量停止計画の作業開始年月を記載すればよろしいでしょうか。（N-2年度の容量停止計画提出では同様のルールがないため確認させていただきたいというものです）	バリデーションチェックの機能はありません。実需給期間中の容量停止計画のCSV一括登録について、容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。
43	29	・2024年度の実需給業務マニュアルの記載は「容量停止計画 確認・変更画面において、添付ファイルとして一度にアップロード可能なファイル数は最大5件20MB/ファイルです。」と1度にアップロード可能なファイル数及びファイル容量の制限の記載がありましたが、2025年度マニュアルでは1度にアップロード可能なファイル数およびファイル容量の制限の記載が削除されております。そのため、容量市場システムの改修などにより、1年度1事業者50件のファイル数の制限が残るが、一度にアップロード可能なファイル数とファイル容量の上限はなくなったと認識してよろしいでしょうか。 ・エビデンスの提出について、現在その他要因にもなう容量停止計画の提出時、エビデンスを提出することでその他要因であることを認識いただいておりますが、その他要因（流通設備等）との区分けを容易にするため、容量市場システムの容量停止計画の登録項目に通常作業とその他要因（流通設備等）の区分け機能（フラグ）を追加するシステム改修は出来ないでしょうか。	ファイル容量の制限については2024年度も20MB/ファイルの制限はございません。区分け機能につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。
44	57,91,124	図3-5 図4-10 図5-10に「コマ毎登録情報[kWh]」とあるが、「コマ毎登録情報[kW]」ではないか。	容量市場システムの画面はご指摘の通り、「コマ毎登録情報[kW]」となります。この点について、業務マニュアルの図を修正いたします。
45	58	同一系統コードの電源が複数ある場合以外で発電計画の修正が必要になる具体例を例示いただきたい。 (例えば広域機関システムへの発電計画の登録が適切でなかった、等)	広域機関システムに登録する発電計画・発電上限に関しては、『2024年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料』( <a href="https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html">https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html</a> )を参照いただき、適切に登録いただくようお願いいたします
46	82	稼働抑制対象電源の発電量調整受電電力量は毎月行うこと記載がありますが、アセスメント仮算定通知は年1回の通知と記載されております。 もし、アセスメント算定が年一回のタイミングで行われるのであれば、それに合わせて稼働抑制対象電源の発電量調整受電電力量登録を年一回のタイミングでまとめて登録するといったフローに変更することはできないでしょうか。また、発電量調整受電電力量を毎月提出する場合、提出データは毎月どのような目的で活用されるかご教示いただけないでしょうか。	発電量調整受電電力量については供給指示の月毎のアセスメントでも使用するため、毎月の登録としています。
47	91	「ユニット単位の発電端計量値」として登録する30分値は、自社で管理している発電端電力量計の1分値を積算・kW換算した値などで問題ないでしょうか。何か求められる要件はございますでしょうか。	ご記載のとおりで問題ありません。
48	105	「実需給月に広域予備率が低下したと判定されたコマに対してバランス停止していた場合、もしくは、バランス停止から起動した場合は、電源等情報として登録している『電源の起動時間』のうち、当該コマに向けての『電源の起動時間』を本機関にメールにて報告してください(表5-3参照)。」との記載であるが、「広域予備率が低下したと判定されたコマ」に対して時間前市場に応札した結果、全て落札せずに、最初のほうのコマだけ落札、最後のほうのコマは落札しないケースもある。その場合には、落札していないので、再度バランス停止した場合には、提出が必要かどうかわからないので、記載して欲しい。	再度バランス停止したコマは「実需給月に広域予備率が低下したと判定されたコマに対してバランス停止していた場合」に該当しますので、『電源の起動時間』を提出してください。

49	114	広域予備率Web公表システムの時刻表示は、コマの終わりの時刻が記載されている一方、アセスメント算定諸元等の提出時の時刻表示は、コマの始まりの時刻となっています。 応札時の混乱を避けるため、JEPXの時刻表示がコマの始まりの時刻であることを踏まえ、広域予備率Web公表システムの時刻表示を、コマ始まりの時刻に変更していただきたい。	頂いたご意見は今後の検討の参考にさせて頂きます。
50	117	P.117の注7に「市場応札量がアセスメント算定までに提出されない場合、当月の全てのコマを0として取り扱います」と記載があるので、1か月間全ての市場応札量が0である場合提出不要として頂きたいです。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。本業務マニュアルに記載のとおり、1か月間全ての市場応札量が0である場合も登録してください。
51	119	バランス停止からの起動時の電源の起動時間の報告については実需給翌月に行うこととなっているが、アセスメント仮確定断面では機械的に抽出されたものが通知され、当該起動時間報告が加味されていないように思える。また、重負荷期では供給力提供通知が発生しやすく、報告対象コマが大量に発生する。当該様式は手作成する必要があり、作成には一定の時間を要するため、異議申立てと同タイミングで送付することとしていただきたい。	提出された起動時間をもとにアセスメント結果仮確定の結果を通知しております。このため、市場応札量の登録期限と同様に対象実需給月+1月の第20営業日までに提出をお願いいたします。
52	133	注1～4は重要な事項なので、注釈ではなくて、本文として記載するべき。	本業務マニュアルは実需給期間中のリクワイアメントに関する業務の手順を主に説明するもので、アセスメントの基準等については、注釈としています。
53	133	容量市場システムの各画面でCSVファイルでのデータの授受(ダウンロードやアップロード)、各種リクワイアメントの異議申立て等の業務について、システム連携(API等)可能な仕様に変更いただきたい。  また、システム連携機能の実装が難しい場合は、現状事業者側で多大な工数を要している、アセスメント仮確定結果の確認に関してシステムを改修頂きたい。具体的には、アセスメント仮確定の結果確認においては、弊社で保持している各種リクワイアメント(容量停止計画、市場応札、供給指示)のリクワイアメント履行状況のデータとの照合が必要になります。ただし、現状の容量市場システムの仕様では、事業者単位で全電源のコマ毎のリクワイアメント履行状況のデータを一括でダウンロードできず、クリック数及びCSVダウンロード数がかなり多く、適切な確認・判断にかなりの工数を要している為、対象月のアセスメント仮算定データの電源等識別番号ごとに1か月分の全コマデータの一括ダウンロード機能を実装いただきたいです。  なお、容量市場システムへの上記一括ダウンロード機能の実装が難しい場合は、貴機関からのメールにアセスメント仮確定結果のデータをCSV等のデータを添付頂く等の運用にて代替することで、業務の省力化・より精度の高い業務推進を図れるよう検討いただきたい。	アセスメント結果仮確定の画面にて、1か月分のデータの一括ダウンロード機能について、2025年度中のシステム改修を予定しております。
54	134	「注3:ペナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング例」については、例ではなくて明確なルールとして1倍になるか5倍になるか記載するべき。もしくは、「容量確保契約約款を準拠する」等他ドキュメントように記載するべき。曖昧な記載はしないほうがいい。	ご指摘を踏まえ、例という記載を削除いたします。
55	134	『容量市場業務マニュアル実需給期間中リクワイアメント対応(安定電源)編(対象実需給年度:2025年度)(案)』(以下、2025年度業務マニュアル(案))と『容量市場事業者向け説明会(リクワイアメント対応)(対象実需給年度:2025年度)』(以下、2025年度説明会資料)の内容に一部相違がある懸念がありましたので確認させていただきます。 2025年度業務マニュアルのP134の注3の※2その他要因に「前月末までに提出されている場合、以降に容量停止計画の変更が生じたとしてもペナルティ倍率は1倍とする場合があります」の記載があります。 対して、2024年10月22日に行われた2025年度説明会資料P13では、今年度(2024年度)向けの説明資料に記載のあった「前月末までに提出されている場合」の明記が無くなり、P144のA-6にも「ペナルティ倍率は変更前の登録タイミングに準じた扱いとします」の記載があります。 上記を踏まえ、2025年度の変更点としてその他要因の容量停止計画の変更があった場合は、前月末までの提出に限らずペナルティ倍率1倍となる解釈でよろしいでしょうか。	前月末までの提出でなくとも、ペナルティ倍率が1倍となる場合があります。適用されるペナルティ倍率については、停止計画が判明した時期や停止理由を踏まえて、アセスメントの都度判断させていただきます。業務マニュアルも説明会資料に合わせて更新いたします。
56	134	『「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編(対象実需給年度:2026年度以降)』の意見募集』で、以下のとおりご回答いただいております。 【意見】 容量停止計画の調整業務(2年前)の対象となる容量停止計画に流通設備作業等に伴い出力低下等する場合があり、2年前に提出した容量停止計画は実需給の日数カウントペナルティの容量停止計画に変換されます。流通作業による発電制約・停止が発電事業者の日数カウントのペナルティに加算される理由をご教授いただけないでしょうか。 【回答】 実需給期間中のリクワイアメントに関するご質問と認識しております。 流通設備作業起因の容量停止計画の取扱いについては、今後の実需給期間中の業務マニュアル等への反映を検討していきます。  今回、の実需給期間中リクワイアメント対応マニュアルでも「その他要因(発電設備自体の作業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等)に伴い電源等が停止または出力低下する場合に提出いただく容量停止計画については、前月末までに提出されている場合、以降に容量停止計画の変更が生じたとしてもペナルティの倍率は1倍とする場合があります。」と記載があることから、流通設備の計画的な作業実施についても1倍カウントされると理解しておりますが、流通作業による発電制約・停止が発電事業者の日数カウントのペナルティに加算される理由をご教授いただけないでしょうか。	容量確保契約約款第10条にて、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合も容量停止計画の提出理由としているためです。他方、容量確保契約約款第23条に該当すると判断された場合については、経済的ペナルティを適用しない場合があります。
57	138	容量市場システムからアセスメント結果を確認する際、各日のCSVを1つずつDLすることが事業者の作業負荷となっており、場合によっては確認漏れにつながります。各日ファイルを一括DLする機能を追加して頂きたいです。	2025年度中のシステム改修を予定しております。
58	140	アセスメント結果仮確定に異議がある場合について。メールを受領した日から5営業日以内であれば異議申立て可能であるが、実際にメールを受信する時刻が設定されておらず、仮確定結果が容量市場システム稼働時間外に通知されることはあるか。その場合は、事業者はアセスメント結果仮確定を確認することができないことから、1営業日が消費されているのも当然となるので、5営業日以内の猶予を延長していただきたい。	アセスメント結果仮確定の通知については、容量提供事業者の対応期間を短くしないよう、午前中に送付することとしております。また、アセスメント結果仮確定に関する異議申立てについては、いただいたご意見を踏まえ、期日を2営業日延長いたします。
59	140	中部エリアでは7～9月に予備率低下が頻発した。このような状況で、水力のように異議申立てが必要な件名が多い場合、異議申立期間が5営業日というのは業務上不十分です。期間を長くしていただきたいです。	アセスメント結果仮確定に関する異議申立てについては、いただいたご意見を踏まえ、異議申立期間を7営業日といたします。

60	141	表6-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目のうち「件名」について、対象年月分も記載することとしていただきたい。 (理由) 複数月分の異議申立てを同時期に実施しているため、メール検索、および貴機関とのやり取りをスムーズに行うため (修正案) (YYYYMM月分)【XXXX (事業者コード)】アセスメント結果仮確定に対する異議申立	ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを更新いたします。
61	148	No.8と同様、注釈ではなく、本文として記載するべき	本業務マニュアルは実需給期間中のリクワイアメントに関する業務の手順を主に説明するもので、アセスメントの基準等については、注釈としています。
62	148	発電余力の定義を明確にマニュアルに記載するか、容量確保契約約款等の他のドキュメントの定義を参照するように記載してください。	ご意見を踏まえ、リクワイアメント未達成量の計算方法について、明確化の観点から業務マニュアルを更新いたします。
63	149	アセスメントにおけるリクワイアメント未達成量の計算方法について、「発電余力」とは容量停止計画が出ているコマにおいては発電上限値と発電計画値の差分、容量停止計画が出ていないコマにおいてはその月の落札容量と発電計画値との理解で相違ないでしょうか。	ご意見を踏まえ、リクワイアメント未達成量の計算方法について、明確化の観点から業務マニュアルを更新いたします。
64	149,159	マニュアルには発電余力の定義が記載されていないため、定義を明記したほうが良いのではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、リクワイアメント未達成量の計算方法について、明確化の観点から業務マニュアルを更新いたします。
65	152	容量市場システムからアセスメント結果を確認する際、各日のCSVを1つずつDLすることが事業者の作業負荷となっており、場合によっては確認漏れにつながります。各日ファイルを一括DLする機能を追加して頂きたいです。	2025年度中のシステム改修を予定しております。
66	154	表7-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目のうち「件名」について、対象年月分も記載することとしていただきたい。 (理由) 複数月分の異議申立てを同時期に実施しているため、メール検索、および貴機関とのやり取りをスムーズに行うため (修正案) (YYYYMM月分)【XXXX (事業者コード)】アセスメント結果仮確定に対する異議申立	ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを更新いたします。
67	158	No.8と同様、注釈ではなく、本文として記載するべき	本業務マニュアルは実需給期間中のリクワイアメントに関する業務の手順を主に説明するもので、アセスメントの基準等については、注釈としています。
68	159	「一般送配電事業者が出力を直接制御できる場合（オンライン83の場合）」のオンラインの定義がわからない。なお、オンラインの定義は専用線オンラインを敷設済みだと起動していくなくとも、リクワイアメント達成になるので、専用線オンラインを敷設済みかつ給電渡し済みとするべきと考えます。	オンラインの定義が専用線オンラインのみであることが明確となるよう業務マニュアルを更新します。なお、脚注に、オフライン運用していた場合の取り扱いを記載しています。
69	159	注2：アセスメントの基準について 「その他、電気の供給ができないことについてやむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」との記載についてはやむを得ない理由をもう少し具体例を記載するべき。特に2024年9月11日で発生したように、広域予備予備率低下の連絡なしで、電気の供給指示が出た場合を含むべきである。	供給力提供通知が発令されていないコマであっても、供給指示の対象時間帯となる場合がありますが、アセスメントは低予備率アセスメント対象コマに対して行います。この点について明確化の観点から業務マニュアルを更新いたします。
70	159	アセスメントにおけるリクワイアメント未達成量の計算方法について、「発電余力」とは容量停止計画が出ているコマにおいては発電上限値と発電計画値の差分、容量停止計画が出ていないコマにおいてはその月の落札容量と発電計画値との理解で相違ないでしょうか。	ご意見を踏まえ、リクワイアメント未達成量の計算方法について、明確化の観点から業務マニュアルを更新いたします。
71	159	2024年10月に容量市場リクワイアメント窓口から受領した、「供給指示未達成量の改めての確認と異議申立のお願い（〆10/30）」というタイトルのメールにおいて、アセスメント対象容量なし発電上限と発電量調整受電電力量の差分で算定される算定式が実際に適用されるのであればマニュアルに反映頂きたいです。念のため、当該通知において算定式を下記引用いたします。 ====(以下引用)==== 今回通知している供給指示リクワイアメント未達成量の計算式 ・容量停止計画が提出されていないコマ リクワイアメント未達成量 = (アセスメント対象容量 - 発電量調整受電電力量) / 2 ・容量停止計画が提出されているコマ リクワイアメント未達成量 = (発電上限値 - 発電量調整受電電力量) / 2 ====(以上引用)==== また、容量停止計画を提出し、かつ供給指示が発令されている場合のリクワイアメント未達量の算定式に関してもマニュアルに反映頂きたいです。	ご意見を踏まえ、リクワイアメント未達成量の計算方法について、明確化の観点から業務マニュアルを更新いたします。
72	159	供給指示リクワイアメント未達成量の諸元とする「発電余力」について、容量確保契約約款やマニュアルには「発電余力 = アセスメント対象容量または提供する供給力の最大値のいずれか低い値 - 発電計画値」と記載があり、実需給2024年年度の説明会資料（容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要 P29）の図示からも、上記を供給指示リクワイアメント未達量の算定に用いると明確に読み取れる状態と思料。仮に他の算定式を用いるのであればマニュアルの修正や事業者への周知等、丁寧にご対応いただきたい。	ご意見を踏まえ、リクワイアメント未達成量の計算方法について、明確化の観点から業務マニュアルを更新いたします。
73	159	マニュアルに「一般送配電事業者が出力を直接制御できる場合（オンラインの場合）」と記載がございますが、オンライン判定について、専用線、簡易指令別に具体的にどのようなケースがオンライン判定になるか事例など追記して頂きたいです。 例えば、専用線による直接制御ではないが、需給ひつ迫に伴い、一般送配電事業者の指示に従い出力を増加させるケース（オーバーパワー運転等）ではオンライン判定と記載頂きたいと考えております。また簡易指令においても、需給調整市場で約定し、一般送配電事業者が指令値を送信し、事業者が指示に従っている場合においてはオンライン判定と記載頂きたいです。	ご意見いただいた2事例につきましては、オンライン判定とはなりません。オンラインの定義が専用線オンラインのみであることが明確となるよう業務マニュアルを更新します。
74	162	容量市場システムからアセスメント結果を確認する際、各日のCSVを1つずつDLすることが事業者の作業負荷となっており、場合によっては確認漏れにつながります。各日ファイルを一括DLする機能を追加して頂きたいです。	2025年度中のシステム改修を予定しております。
75	165	表8-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目のうち「件名」について、対象年月分も記載することとしていただきたい。 (理由) 複数月分の異議申立てを同時期に実施しているため、メール検索、および貴機関とのやり取りをスムーズに行うため (修正案) (YYYYMM月分)【XXXX (事業者コード)】アセスメント結果仮確定に対する異議申立	ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを更新いたします。
76	169	稼働抑制アセスメントに関連し、容量市場システム上で各月及び該当月までの累計の設備利用率や需給ひつ迫時の発電量調整受電電力量を確認できるようにしていただけないでしょうか。50%稼働抑制を遵守した運転計画を検討するうえで、正確な現況を把握することが必要と想定されるため、ご一考をお願いいたします。	2025年度につきましては、本業務マニュアルの通りご対応をお願いいたします。

77	170	・注4アセスメント（年間設備利用率）の算定方法について、①に「発電量調整受電電力量が契約容量を超えるコマについては、当該コマの発電量調整受電電力量を契約容量として補正」の記載がございますが、稼働抑制対象の電源で、1地点複数応札により安定電源の契約容量を超える出力帯が発動指令電源として約定している場合、安定電源側の契約容量を上限に補正されることで良いでしょうか。 また、その場合指令の区別なく（発動指令時および余力活用契約のOP指令対応時）安定電源側の契約容量に補正されることで良いでしょうか。	ご記載のとおりです。稼働抑制のリクワイアメントについて、低予備率アセスメント対象コマの計量値(送電端)(kWh)は差し引いて年間設備利用率を算定いたします。
78	170	補足資料より、「需給ひつ迫時」は「前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマ」つまりは低予備率アセスメント対象コマと読み替えられるものと思料します。マニュアル内の他の記述に合わせる形で、「需給ひつ迫時」を「低予備率アセスメント対象コマ」へ統一していただけないでしょうか（p.170以降も同様）	ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを更新いたします。
79	179	仮確定通知から異議申立て期間が他のリクワイアメントと同様5営業日と設定されているが、年次で通知されること、また、その内容確認に時間要するため、10営業日～20営業日程度とするなど、異議申立て期間を延長していただきたい。	アセスメント結果仮確定に関する異議申立てについては、いただいたご意見を踏まえ、異議申立期間を7営業日といたします。
80	180	稼働抑制に関する異議申し立てのメールフォーマット記載があり、添付資料として「異議申し立ての根拠となる資料」の記載があります。具体的に添付する資料名をご教示いたくことは可能でしょうか。	異議申立ての根拠となる資料は、容量提供事業者ご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控えさせていただきます。
81	59,60	例5に「容量市場システムに登録する低予備率アセスメント対象コマの発電上限については（中略）発電上限を電源が提供できる供給力の最大値に修正してください」の記載について、以前、貴機関の容量市場リクワイアメント対応窓口とメールでご回答いただいております。内容は「バランス停止からの起動報告について報告されている電源およびコマ・起動が間に合わないと認められたものについては発電上限値の修正は不要」とのこと、今回の「供給力の最大値への修正してください」の記載と相違があります。そのため、「バランス停止からの起動報告について報告されている電源およびコマ・起動が間に合わないと認められたものについては発電上限値の修正は不要」として方針をご検討いただけないでしょうか。	2025年度からは、本業務マニュアルの通りご対応をお願いいたします。
82		「バランス停止している電源に関しては、起動時間を考慮し、供給指示の対象時間帯に間に合う場合には、起動を行ってください。供給指示の対象時間に起動が間に合わない場合であっても、可能な限り、一般送配電事業者からの供給指示に従っていただけますようお願いいたします。なお、電気の供給ができないやむを得ない理由（バランス停止からの起動が供給指示の対象時間帯に間に合わない場合も含む）があり、本機関が合理的と認めた場合については、アセスメント結果の仮確定時においてはペナルティ対象と判定するものの、異議申立てを行っていただくことで、ペナルティ対象から除きます。」 に関して、「バランス停止からの起動が供給指示の時間帯に間に合わない場合については、電源等情報で登録されている起動時間で判断することを明記してください。合理的と認めるの判断基準がわからないです。	ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを更新いたします。なお、バランス停止からの起動が供給指示の時間帯に間に合わない場合の条件については、基本的には電源等情報で登録されている起動時間で判断しますが、停止条件等によって登録情報と異なる場合もあり得ることから、現状の記載とします。
83		マニュアル変更前後比較表等、主な変更点をまとめた上、説明資料へ加えていただきたい。	『容量市場 業務マニュアル実需給期間中 リクワイアメント対応編（対象実需給年度：2025年度）に関する意見募集補足説明資料』（ <a href="https://www.occto.or.jp/iken/2024/files/241016_youryou_gyoumumanual_hosoku_requirement.pdf">https://www.occto.or.jp/iken/2024/files/241016_youryou_gyoumumanual_hosoku_requirement.pdf</a> ）に2024年度からの主な変更点をまとめしておりますので、こちらも併せてご確認ください。
84	全般	各所「2024」の表記について、2025年度の場合は必要に応じて2025と読み替えればよいか	ご認識のとおりです。

※ページ表記や、関連するNO.の記載に関して、一部修正を実施しております。